

令和7年度 第1回  
朝日町地域公共交通活性化協議会（書面）

次 第

1 協議事項

(1) 朝日町・山形市間直行バス運行経路の変更について ...資料1

(2) 朝日町・山形市間直行バス土曜日実証運行の結果及び次年度の運行について ...資料2

(3)(仮称)朝日町・左沢駅間バスの新設について ...資料3

(4) デマンドタクシーの小中学生通学利用について ...資料4

2 報告事項

(1) 交通に関する高校生アンケート（第1、2回）の結果について  
...資料5-1 資料5-2

(2) 地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金の申請関係書類  
(令和8年度分)について ...資料6

## 令和7年度朝日町地域公共交通活性化協議会委員名簿

団体(組織)名	役 職	氏 名	当協議会役職
朝日町	町長	鈴木 浩幸	会 長
山交バス株式会社	寒河江営業所長	加藤 仁	
一般社団法人 山形県バス協会	専務理事	小関 和夫	
一般社団法人 山形県ハイヤー協会	専務理事	山家 庸彰	
山形県ハイヤー協会	地区代表	吉田 好伸	
朝日町区長会	朝日町区長会副会長	渡邊 淳	副会長
東北運輸局山形運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	遠山 健	
東北運輸局山形運輸支局	首席運輸企画専門官 (総務企画部門)	渋谷 貴佳	
山形県交通運輸産業 労働組合協議会	副議長	伊藤 圭一	
村山総合支庁建設部 西村山道路計画課	技術主幹(兼) 西村山道路計画課長	上林 和彦	
朝日町建設水道課	建設水道課長	鈴木 勝	
寒河江警察署交通課	交通課長	鈴木 龍	
山形県村山総合支庁 西村山総務課連携支援室	西村山総務課長(兼) 連携支援室長	菊地 敏明	
山形市都市整備部 道路維持課	道路維持課長	金子 健二	
山辺町政策推進課	政策推進課長	川口 崇	
大江町政策推進課	政策推進課長	鈴木 利通	
寒河江市企画戦略課	企画戦略課長	東海林 恒	

### [事務局]

所 属	職 名	氏 名
政策推進課	課長	畠 英俊
政策推進課	課長補佐	阿部 正樹
政策推進課	総合政策情報係 主事	白田 一暉

## 朝日町・山形市間直行バスの運行経路変更について

### 1 概 要

現状、朝日町・山形市直行バス（以下、山形直行バス）は、山形市役所を過ぎて以降、城北高校前と北山形駅前を通過する経路で運行している（裏面図1、図2参照）が、北山形駅前バス停での乗降は少ない。

そこで、「北山形駅前バス停」を廃止、「城北高校前バス停」を「城北バス停」（トヨタカローラ城北店前）へと変更したい（図2参照）。

本年9月実施の、高校生を対象とした利用者アンケートにおいて、この変更の件も聞き取り済み（資料5参照）。反対意見は無く、賛成多数により令和8年4月より変更としたい。

### 2 北山形駅前バス停利用状況

（単位：人）

		山形市行	朝日町行	朝日町行	朝日町行	計
R5	全 体	6,085	2,526	1,977	255	10,843
	内、北山形駅	35	14	14	1	64
R6	全 体	6,909	3,275	2,095	414	12,693
	内、北山形駅	2	1	19	14	36

### 3 バス停変更による変化

（1）運行時間：復路（朝日町行き）全便において、約7分短縮

（2）運行距離：往路（山形市行き）：0.7km 短縮（38.9km → 38.2km）

復路（朝日町行き）：2.5km 短縮（38.5km → 36.0km）

## 4 新旧経路

図1. 往路（山形市行き）



図2. 復路（朝日町行き）



## 資料 2

### 朝日町・山形市間直行バス土曜日実証運行の結果及び 次年度の運行について

令和 7 年度の 1 年間を実証運行期間とし、朝日町・山形市間直行バスの土曜日便を増便して運行しました。その結果と、来年度以降の実施の有無について、以下の通りいたします。

#### ( 1 ) 実証運行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの土曜日（祝日、年末年始を除く）

#### ( 2 ) 実績（令和 7 年 11 月末時点\_34 日間）

	本運行	実証運行		
		往路(6:33 発)	復路(9:05 発)	往路(14:45 発)
乗車人数	242 人	25 人	22 人	152 人
1 運行当たり	7.11 人	0.74 人	0.64 人	4.47 人

合計：441 人（うち実証運行分：199 人）

#### ( 3 ) 来年度の運行について

実証運行中の復路(9:05 発)と往路(14:45 発)、復路(17:00 発)を廃止したい。

高校生世代への直接案内や広報誌、ホームページなどで周知を図ってきが利用者は伸びず、特に復路(9:05 発)と往路(14:45 発)は低調である。

また、復路(17:00 発)は高校生を中心に一定の需要があるものの、もっと早い時間帯の運行を希望する声があり、運行形態を検討する必要がある。

#### ( 4 ) 対応

本便に代わり、JR 左沢線との接続を前提とした新たな公共交通体制便を検討中。

詳細は協議事項（3）にて説明。

## 資料 3

### (仮称)朝日町・左沢駅間バスの新設について

#### 1 概 要

本年 9 月実施のアンケート（資料 5 参照）において、「休日における、北部方面からの足確保」という声が多い。また、廃止とする山形直行バスの土曜日便の代わりも兼ねて、より寒河江・山形方面との公共交通体制強化を図るために、本路線を新設したい。

#### 2 実施主体

朝日町地域公共交通活性化協議会

#### 3 運行主体

朝日町（町有車両を使って直接運行する）

#### 4 運行日

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの土曜日とし、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）及び祝日を除く 51 日間。

#### 5 利用料金

定額とするか、距離に応じて変動する料金とするか、検討中

#### 6 運行経路

別紙のとおり（資料 3 - 1）

#### 7 運行時刻

## (1) 朝日町 左沢駅行き

朝日町・左沢間バス	
乗	朝日町役場前 7:20 12:10 15:35 16:40
立病院前 7:21 12:11 15:36 16:41	
本町 7:22 12:12 15:37 16:42	
大町 7:23 12:13 15:38 16:43	
小学校前 7:24 12:14 15:39 16:44	
前田沢 7:25 12:15 15:40 16:45	
朝日中前 7:26 12:16 15:41 16:46	
四ノ沢 7:27 12:17 15:42 16:47	
和合茶屋前 7:28 12:18 15:43 16:48	
和合宿 7:29 12:19 15:44 16:49	
沼向 7:29 12:19 15:44 16:49	
りんごセンター前 7:30 12:20 15:45 16:50	
大隅 7:31 12:21 15:46 16:51	
栗木沢 7:32 12:22 15:47 16:52	
川通口 7:33 12:23 15:48 16:53	
明鏡荘前 7:33 12:23 15:48 16:53	
大谷南 7:34 12:24 15:49 16:54	
大谷 7:35 12:25 15:50 16:55	
大谷東 7:36 12:26 15:51 16:56	
粧坂 7:37 12:27 15:52 16:57	
真中茶屋前 7:37 12:27 15:52 16:57	
中沢南 7:38 12:28 15:53 16:58	
中沢 7:39 12:29 15:54 16:59	
降	左沢高校前 7:42 12:32 15:57 17:02
專	左沢駅着 7:50 12:40 16:05 17:10
JR左沢線	
左沢駅 7:59 12:54 16:16 17:19	
西寒河江駅 8:10 13:05 16:27 17:30	
寒河江駅 8:20 13:09 16:31 17:33	
山形駅 8:46 13:36 16:58 17:59	
山形新幹線	
山形駅発 9:00 14:04 17:05 18:05	

## (2) 左沢駅 朝日町行き

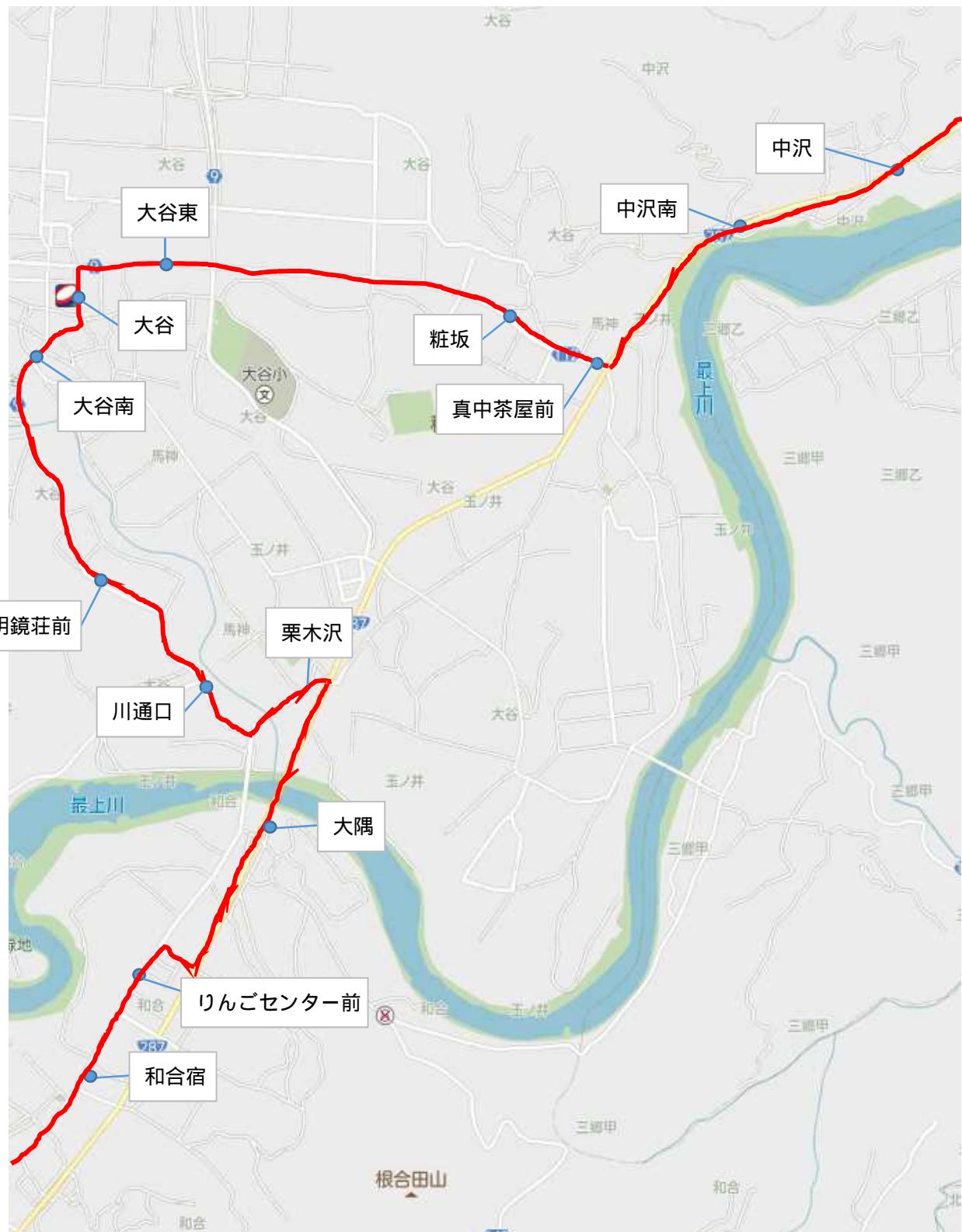
山形新幹線	
山形駅着	- 11:38 14:42 15:50
JR左沢線	
山形駅	7:02 11:55 15:27 16:32
寒河江駅	7:35 12:23 15:54 16:59
西寒河江駅	7:37 12:26 15:56 17:01
左沢駅	7:50 12:37 16:08 17:13
朝日町・左沢間バス	
乗 左沢駅	7:55 12:45 16:10 17:20
専 左沢高校前	7:59 12:49 16:14 17:24
中沢	8:02 12:52 16:17 17:27
中沢南	8:03 12:53 16:18 17:28
真中茶屋前	8:04 12:54 16:19 17:29
粧坂	8:04 12:54 16:19 17:29
大谷東	8:05 12:55 16:20 17:30
大谷	8:06 12:56 16:21 17:31
大谷南	8:06 12:56 16:21 17:31
明鏡荘前	8:07 12:57 16:22 17:32
川通口	8:07 12:57 16:22 17:32
乘 栗木沢	8:08 12:58 16:23 17:33
大隅	8:09 12:59 16:24 17:34
りんごセンター前	8:11 13:01 16:26 17:36
沼向	8:12 13:02 16:27 17:37
可 和合宿	8:12 13:02 16:27 17:37
和合茶屋前	8:13 13:03 16:28 17:38
四ノ沢	8:14 13:04 16:29 17:39
朝日中前	8:15 13:05 16:30 17:40
前田沢	8:16 13:06 16:31 17:41
小学校前	8:16 13:06 16:31 17:41
大町	8:17 13:07 16:32 17:42
本町	8:18 13:08 16:33 17:43
町立病院前	8:20 13:10 16:35 17:45
朝日町役場前	8:22 13:12 16:37 17:47

資料 3 - 1

## 朝日町-左沢駅間バス（仮称）経路



## 朝日町-左沢駅間バス（仮称）経路



● … バス停位置

## 朝日町-左沢駅間バス（仮称）経路



## 資料 4

### デマンドタクシーの小中学生通学時利用について

#### 1 概 要

現在、大暮山地区、沢内地区（水本・下芦沢・送橋・古檜）今平地区の小中学生は、一般タクシー車両による送迎で登下校しているが、近年タクシー業界の運転手不足も顕著である。一方、デマンドタクシーはピーク時から比べて利用者は減少しており、比較的余裕のある状況である。以上のことより、通学時においてデマンドタクシーを利用し、交通体制の最適化を図るものです。

#### 2 対象地区と人数

(1) 大暮山地区：2名（小学生1名、中学生1名）

(2) 沢内地区：4名（小学生2名、中学生2名）

今平地区については、これまで通りタクシー車両により通学

#### 3 乗車便

上り1番便（午前8時各地区発）を利用

登校時のみ。下校時はこれまでどおりタクシー事業者による送迎。

#### 4 通学に係る乗車料金

無料

#### 参考 デマンドタクシー 上り1番便利用者状況

デマンドタクシーの1台当たり利用者上限は9人。下記2方面の上り1番便において、直近2年間の利用者数は1台あたり最大5名であり、通学利用に支障はない状況。

#### 大谷方面（大暮山含む）利用者状況

利用者数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
R6	74日	133日	35日	2日	0日	0日
R7	25日	82日	43日	17回	3日	2日

#### 沢内方面利用者状況

R6	152日	64日	20日	8日	0日	0日
R7	94日	53日	20日	4日	1日	0日

## 朝日町の公共交通に関するアンケート（1回目） 結果

このアンケートは、次年度の交通の体系を考えるにあたり、高校生を対象に実施したもの。

主に町営の朝日町-山形市間直行バスに関する内容と、寒河江市-朝日町間直行バスに関する内容となっている。

### 1. 対象者

町内在住の高校1～3年生 計131名

### 2. 実施期間

令和7年9月1日（月）～令和7年9月19日（金）

### 3. 回答方法

LoGoフォーム、もしくは送付したアンケート用紙への直接記入による。

### 4. 回答数

43件（うちLoGoフォーム40件、紙での回答3件）

### 5. 検討内容

①山形直行バス復路便3便目の利用者が低調である

→より多くの利用を見込める運行時刻への変更

②北山形駅の利用が少なく、その方面を通ることで経路が遠回りになっている

→北山形駅バス停を廃止、城北高校前バス停に代わり城北バス停に停車

③寒河江市-朝日町間直行バスの利用が少ない

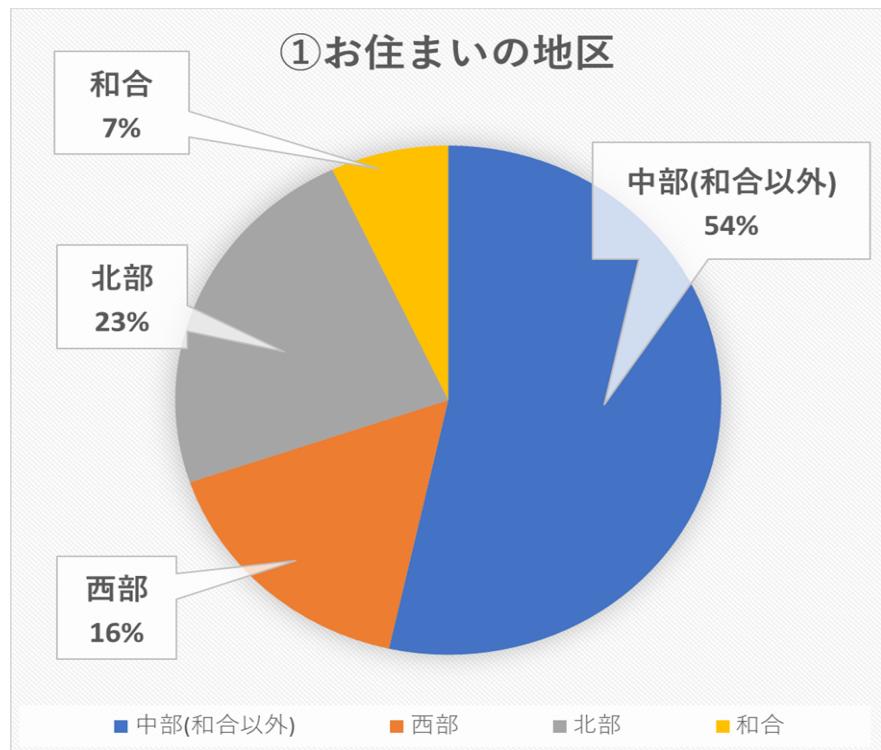
→左沢線、谷地方面からの山交バスとの接続も考慮し、寒河江駅前19:10発としたい。

# 資料 5-1

## 1 通学の状況について

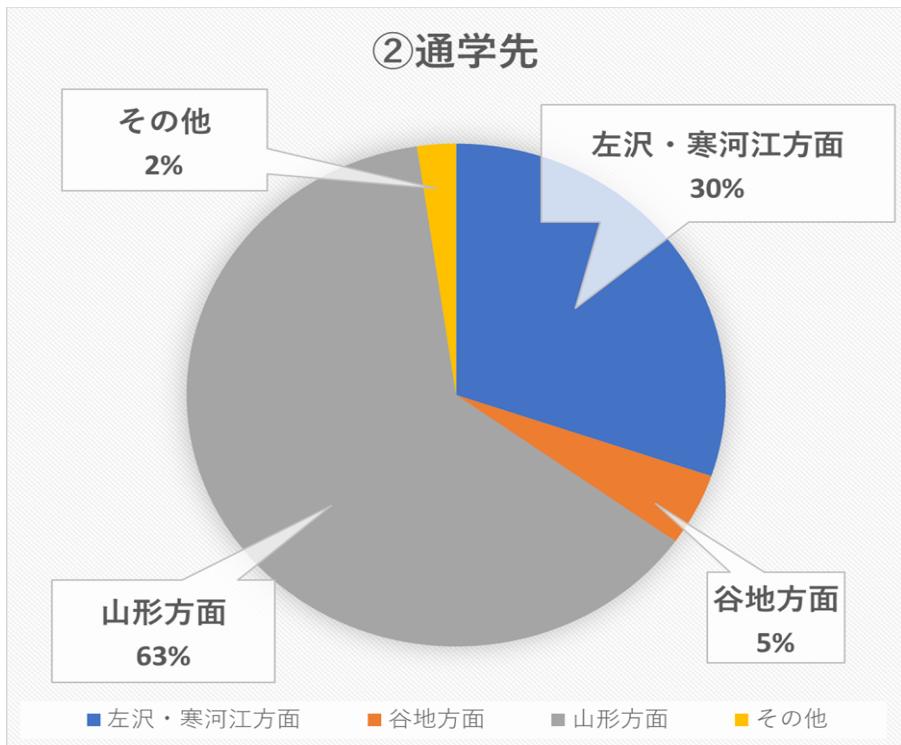
### 問1 お住まいの地区について

	項目	件数	割合
1	中部地区(和合以外)	23	53.5
2	西部地区	7	16.3
3	北部地区	10	23.3
4	和合地区	3	7.0
		43	



### 問2 通学先について

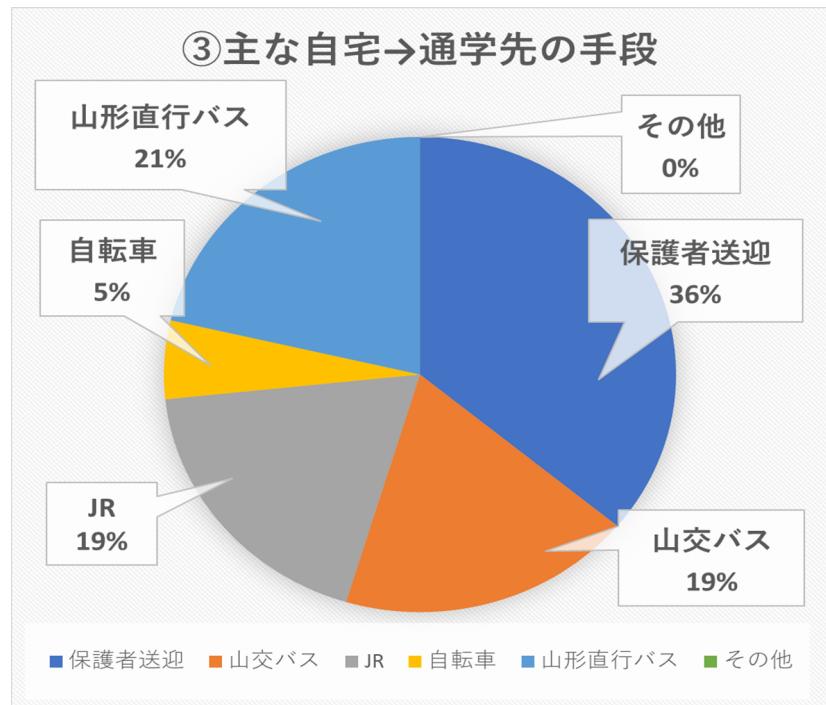
	項目	件数	割合
1	左沢・寒河江方面	13	30.2
2	谷地方面	2	4.7
3	山形方面	27	62.8
4	その他	1	2.3
		43	



問3 主な行き(自宅→高校)の手段について

	項目	件数	割合
1	保護者などの送迎	27	36.0
2	山交バス	14	18.7
3	JR	14	18.7
4	自転車	4	5.3
5	朝日町・山形市間直行バス	16	21.3
6	その他	0	0.0

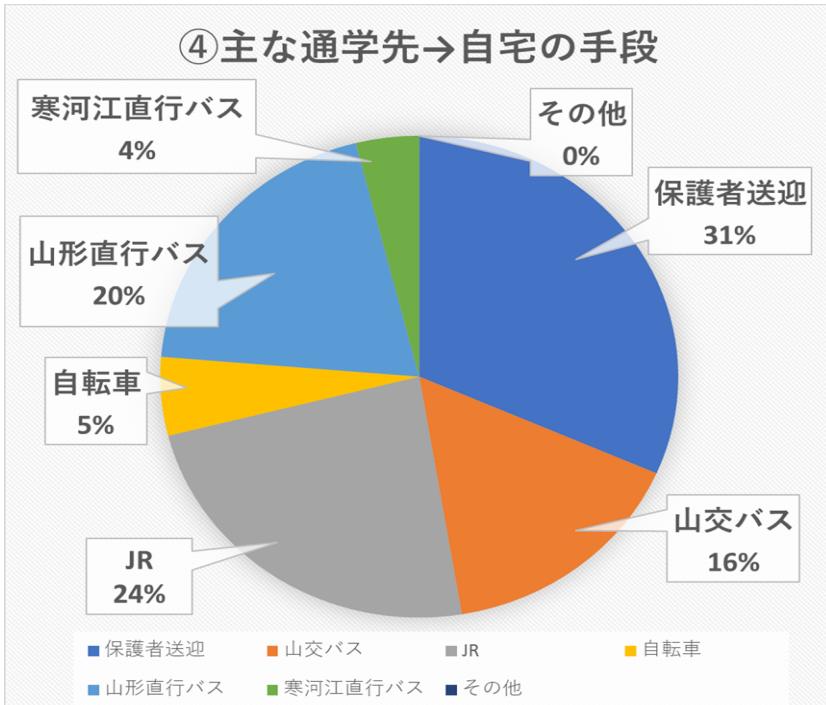
75



問4 主な帰り(高校→自宅)の手段について

	項目	件数	割合
1	保護者などの送迎	24	31.6
2	山交バス	12	15.8
3	JR	18	23.7
4	自転車	4	5.3
5	朝日町・山形市間直行バス	15	19.7
6	寒河江市・朝日町間直行バス	3	3.9
7	その他	0	0.0

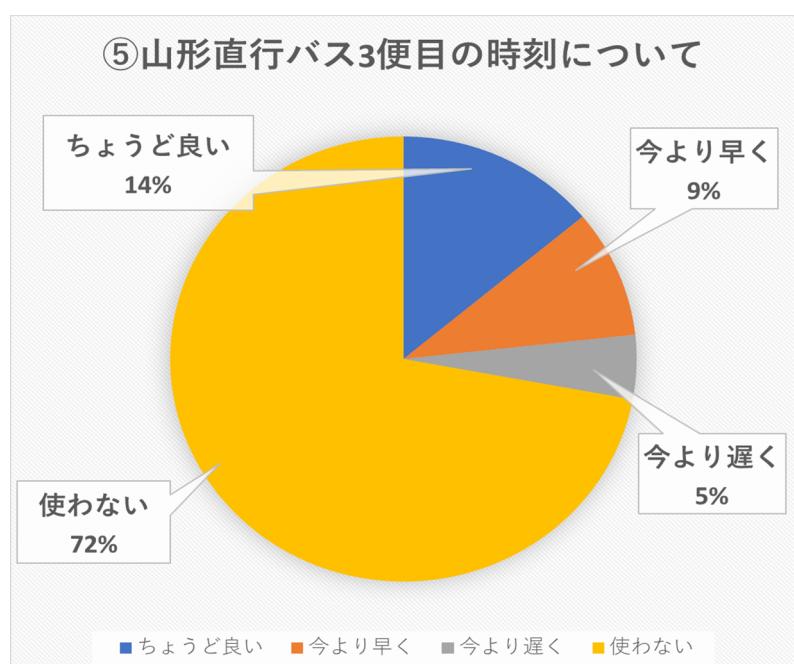
76



## 2 朝日町・山形市間直行バスについて

問5 朝日町行き3便目の時刻（山交バス本社前20:40発）をどう思うか、「1つ」お選びください。

	項目	件数	割合
1	ちょうど良い	6	14.0
2	現在より早い時刻が良い	4	9.3
3	現在より遅い時刻が良い	2	4.7
4	そもそも利用しない	31	72.1
		43	



問6 問5で「現在より早い時刻が良い」と答えた方について（4名）

（1）利用しやすい時間帯を「1つ」お選びください。

	項目	件数
1	山形駅前20:33（現在より10分早い）	0
2	山形駅前20:23（現在より20分早い）	0
3	山形駅前20:13（現在より30分早い）	3
4	その他	1

（2）上で選んだ時刻になった場合、年間で何日程度利用するかの見込日数

回答者	項目	利用見込日数
①	山形駅前20:13（現在より30分早い）	10日
②	山形駅前20:13（現在より30分早い）	3日
③	山形駅前20:13（現在より30分早い）	170日
④	その他	80日

## 問7 問5で「現在より遅い時刻が良い」と答えた方について（2名）

(1) 利用しやすい時間帯を「1つ」お選びください。

	項目	件数
1	山形駅前20:53（現在より10分遅い）	0
2	山形駅前21:03（現在より20分遅い）	1
3	山形駅前21:13（現在より30分遅い）	1
4	その他	0

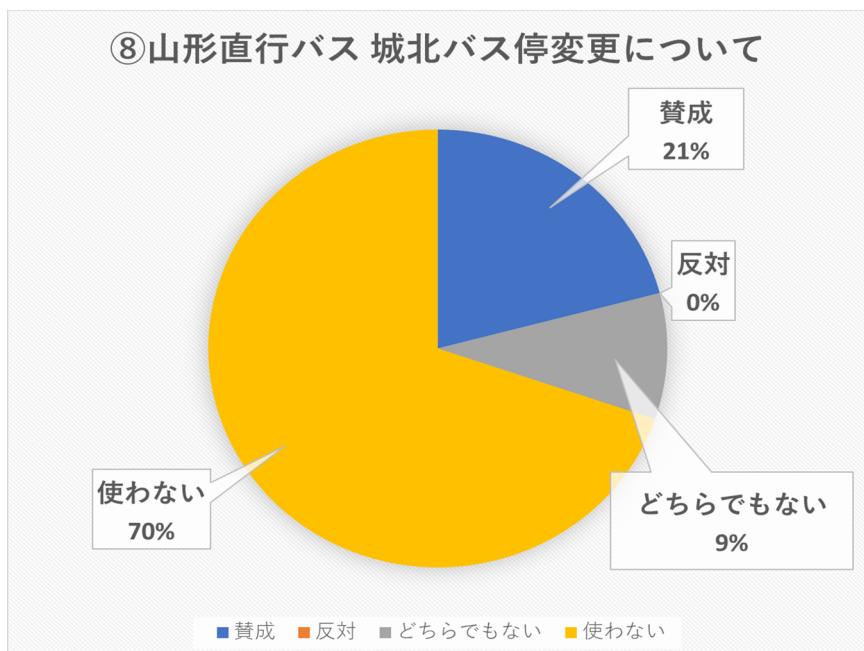
(2) 上で選んだ時刻になった場合、年間で何日程度利用するかの見込日数

回答者	項目	利用見込日数
①	山形駅前21:03（現在より20分遅い）	150日
②	山形駅前21:13（現在より30分遅い）	回答なし

## 問8 北山形駅バス停を廃止、「城北高校前バス停」に代わり「城北バス停」とする案についてご意見をお聞かせください。

	項目	件数	割合
1	賛成	9	20.9
2	反対	0	0.0
3	どちらでもない	4	9.3
4	そもそも利用しない	30	69.8

43



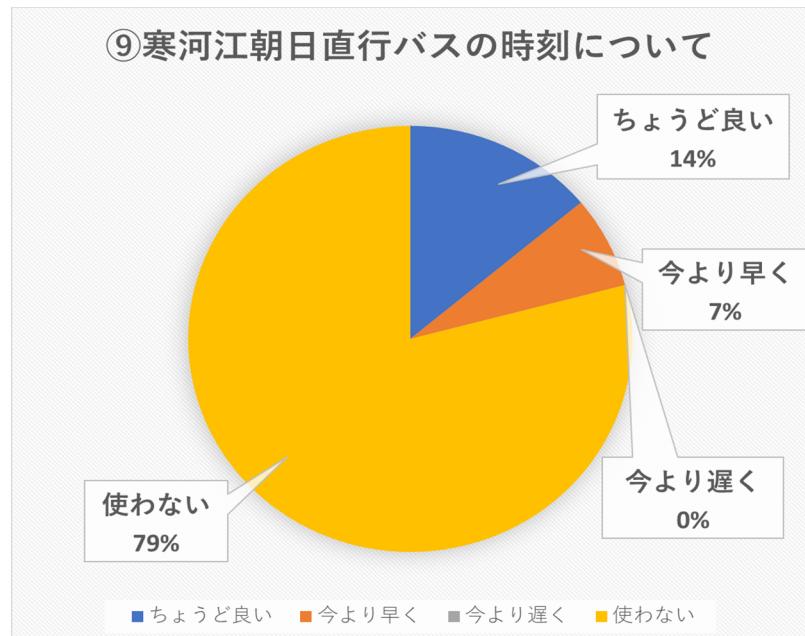
(2) この件に関する意見など

	回答項目	意見
1	賛成	利用しないバス停であるが、停車しない事で少しでも早く家に着くことは大変助かります

## 3 寒河江市・朝日町間直行バスについて

問9 現在のバス時刻（寒河江駅前19:30発）をどう思うか、「1つ」お選びください。

	項目	件数	割合
1	ちょうど良い	6	14.0
2	現在より早い時刻が良い	3	7.0
3	現在より遅い時刻が良い	0	0.0
4	そもそも利用しない	34	79.1
		43	



問10 問9で「現在より早い時刻が良い」と答えた方について（3名）

(1) 利用しやすい時間帯を「1つ」お選びください。

	項目	件数
1	寒河江駅前19:20発（現在より10分早い）	0
2	寒河江駅前19:10発（現在より20分早い）	3
3	寒河江駅前19:00発（現在より30分早い）	0
4	その他	0

(2) 上で選んだ時刻になった場合、年間で何日程度利用するかの見込日数

回答者	項目	利用見込日数
①	寒河江駅前19:10発（現在より20分早い）	90日
②	寒河江駅前19:10発（現在より20分早い）	回答なし
③	寒河江駅前19:10発（現在より20分早い）	回答なし

問11 問9で「現在より遅い時刻が良い」と答えた方について（0名）

（1）利用しやすい時間帯を「1つ」お選びください。

	項目	件数
1	寒河江駅前19:40発（現在より10分遅い）	0
2	寒河江駅前19:50発（現在より20分遅い）	0
3	寒河江駅前20:00発（現在より30分遅い）	0
4	その他	0

（2）上で選んだ時刻になった場合、年間で何日程度利用するかの見込日数（なし）

## 朝日町の公共交通に関するアンケート（2回目） 結果

このアンケートは、本年度9月に実施した公共交通利用者アンケートにて、「休日の寒河江方面と朝日町を結ぶ足の確保」を望む声が一定数見られたことを受け、ニーズ把握の参考とするために実施したものである。

### 1. 対象者

町内在住の高校1～3年生 計131名

### 2. 実施期間

令和7年10月23日（木）～令和7年11月7日（金）

### 3. 回答方法

LoGoフォーム、もしくは送付したアンケート用紙への直接記入による。

### 4. 回答数

36件（うちLoGoフォーム35件、紙での回答1件）

### 5. 検討内容

- ①土曜日の（仮称）朝日町・左沢駅間バスの運行実施の可否
- ②利用しやすい運行時間

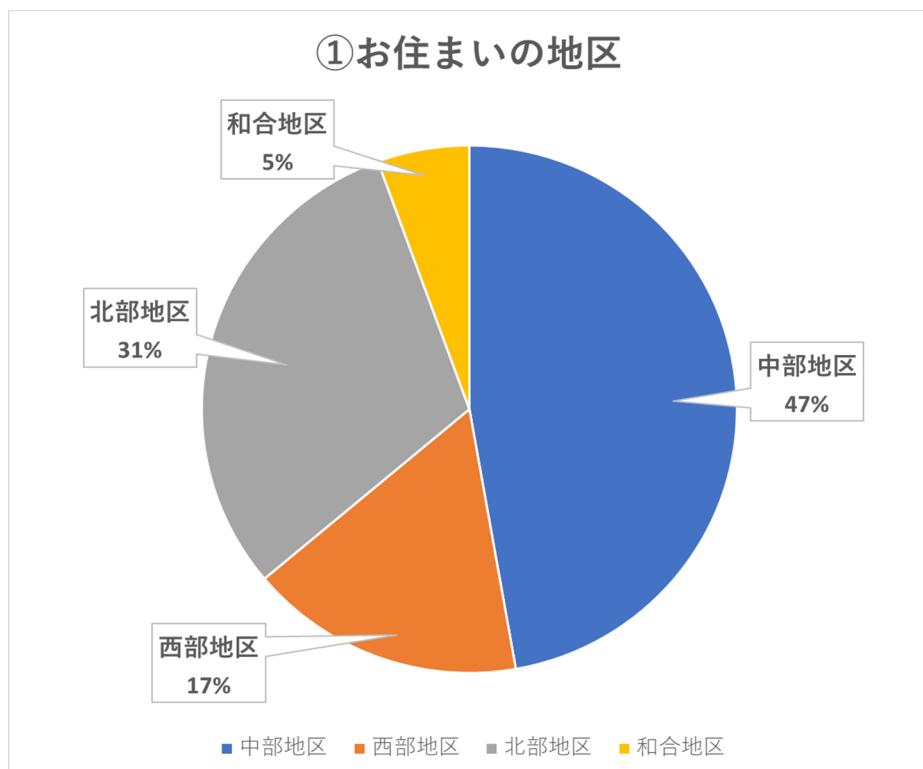
## 資料 5-2

### 1 通学の状況について

#### 問1 お住まいの地区について

	項目	件数	割合
1	中部地区(和合以外)	17	47.2
2	西部地区	6	16.7
3	北部地区	11	30.6
4	和合地区	2	5.6

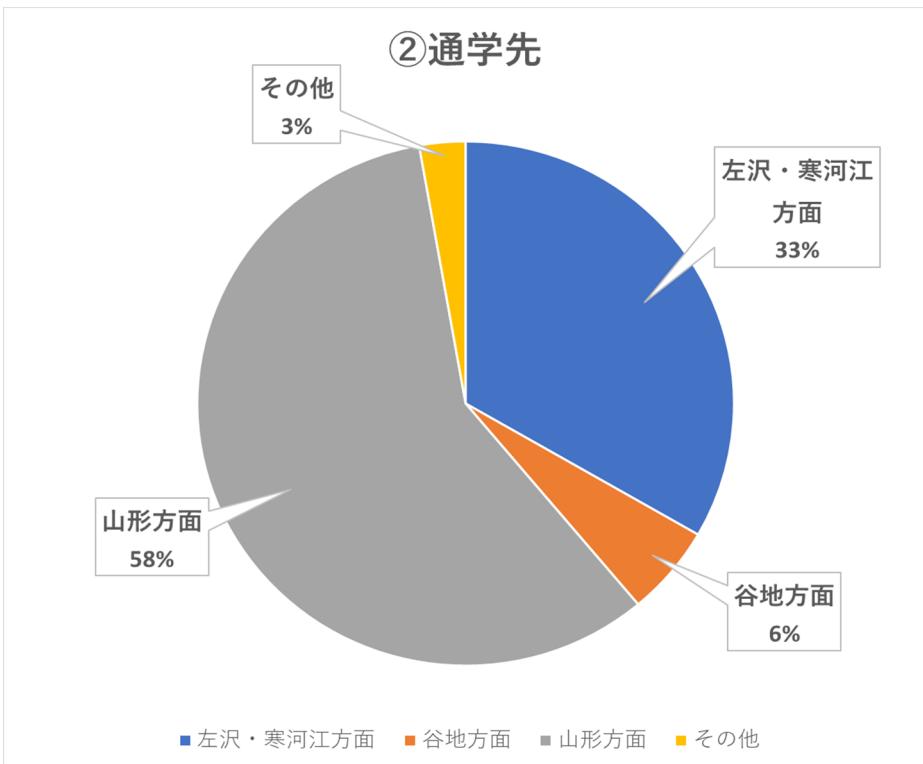
36



#### 問2 通学先について

	項目	件数	割合
1	左沢・寒河江方面	12	33.3
2	谷地方面	2	5.6
3	山形方面	21	58.3
4	その他	1	2.8

36

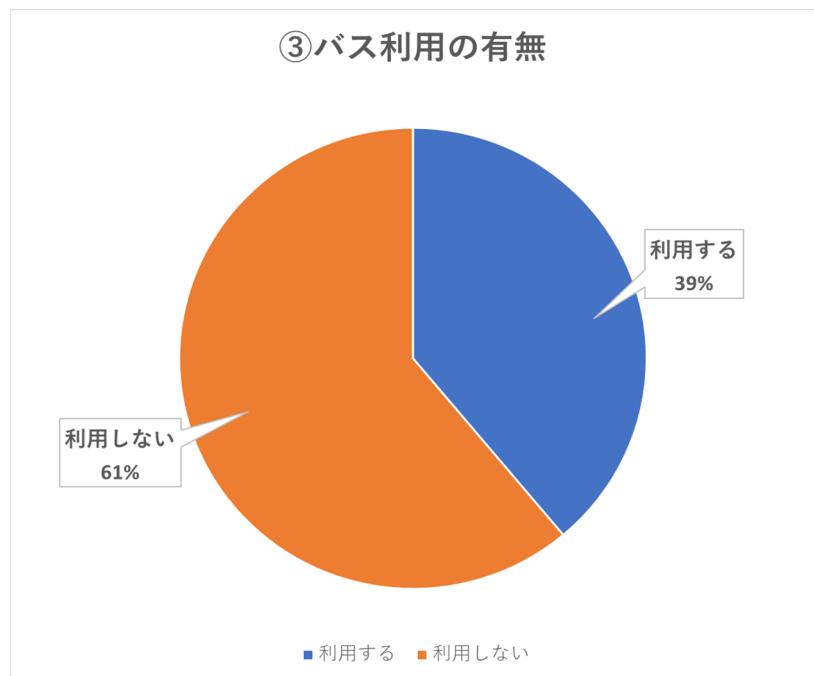


## 2 (仮称) 朝日町・左沢駅間バスの「土曜運行」について

問3 朝日町・左沢駅間バスの運行を行った場合、利用しますか。

	項目	件数	割合
1	利用する	14	38.9
2	利用しない	22	61.1

36



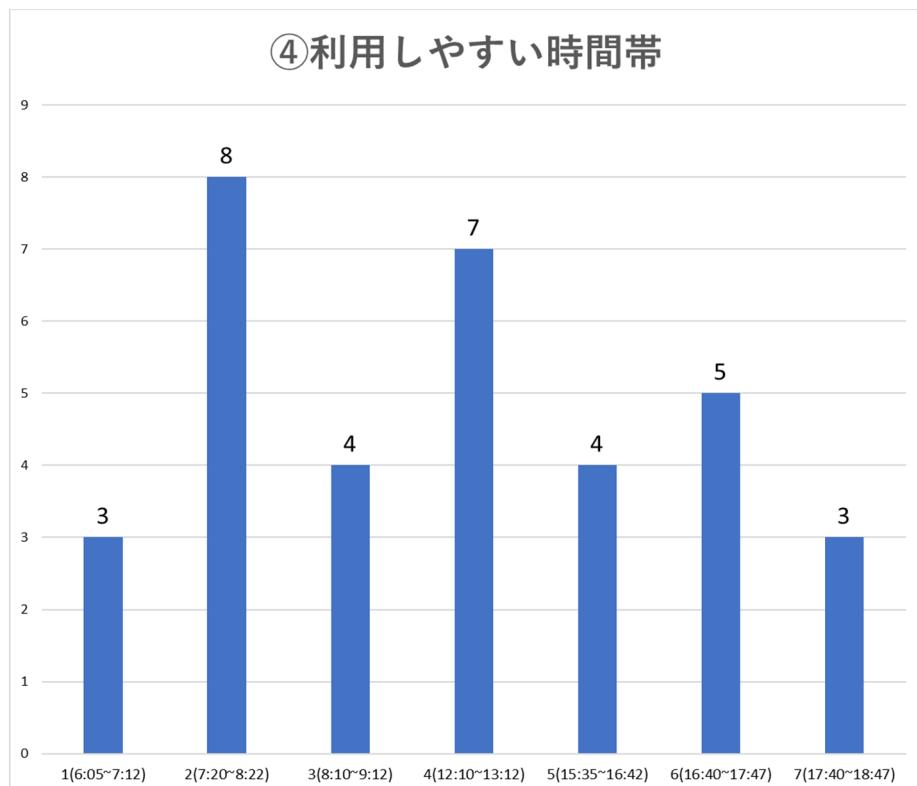
## 資料 5-2

問4 問3で「利用する」を選んだ方は、利用しやすい時間帯を「3つ」選んでください。

3つまで選択→		選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3	選択肢 4	選択肢 5	選択肢 6	選択肢 7
バ ス	役場発	6:05	7:20	8:10	12:10	15:35	16:40	17:40
	沼向	6:14	7:29	8:19	12:19	15:44	16:49	17:49
	大谷	6:20	7:35	8:25	12:25	15:50	16:55	17:55
	左沢駅着	6:35	7:50	8:40	12:40	16:05	17:10	18:10
J R 左 沢 線	左沢駅発	6:46	7:59	8:50	12:54	16:16	17:19	18:20
	西寒河江駅	6:57	8:10	9:01	13:05	16:27	17:30	18:31
	寒河江駅	7:00	8:20	9:04	13:09	16:31	17:33	18:34
	山形駅着	7:28	8:46	9:30	13:36	16:58	17:59	19:01
(バス：折り返し運行)								
J R 左 沢 線	山形駅発	-	7:02	7:45	11:55	15:27	16:32	17:33
	寒河江駅	6:26	7:35	8:18	12:23	15:54	16:59	18:00
	西寒河江駅	6:28	7:37	8:21	12:26	15:56	17:01	18:03
	左沢駅着	6:40	7:50	8:32	12:37	16:08	17:13	18:14
バ ス	左沢駅発	↓ 6:45	↓ 7:55	↓ 8:45	↓ 12:45	↓ 16:15	↓ 17:20	↓ 18:20
	大谷	6:56	8:06	8:56	12:56	16:26	17:31	18:31
	沼向	7:02	8:12	9:02	13:02	16:32	17:37	18:37
	役場着	7:12	8:22	9:12	13:12	16:42	17:47	18:47
		選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3	選択肢 4	選択肢 5	選択肢 6	選択肢 7

	項目	件数	割合
1	選択肢 1	3	8.8
2	<b>選択肢 2</b>	<b>8</b>	<b>23.5</b>
3	選択肢 3	4	11.8
4	<b>選択肢 4</b>	<b>7</b>	<b>20.6</b>
5	選択肢 5	4	11.8
6	<b>選択肢 6</b>	<b>5</b>	<b>14.7</b>
7	選択肢 7	3	8.8

34



## 資料 5-2

問5 問4で選択した時刻で運行した場合、年間どの程度利用すると思われる（た）か、見込日数をご記入ください。

回答者	選択肢	利用見込日数	
		左沢駅行き	宮宿行き
①	2, 3, 4	20日	20日
②	2, 4, 5	20日	20日
③	2, 3, 4	10日	10日
④	2	30日	-
⑤	4, 6, 7	2日	5日
⑥	4, 5, 6	-	10日
⑦	2, 3, 4	20日	20日
⑧	5, 6	10日	-
⑨	1, 4, 6	日数の回答なし	
⑩	2, 3		
⑪	2, 7		
⑫	1, 2		
⑬	5, 6, 7		
⑭	1		

## 令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：朝日町

### 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

( 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係 )

#### 1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた（朝日町デマンド型タクシー）。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、交通空白解消・集中対策期間中のお困りごとに対する補助事業や官民連携プラットフォームの活用を助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

山形県地域公共交通計画＜施策・事業3-2-1＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- 朝日町地域公共交通活性化協議会および朝日町市民バス等運営委員会委員における、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（朝日町）

山形県地域公共交通計画＜施策・事業1-1-1＞<1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（朝日町）

- GTFS-JPの作成・提供（朝日町）

山形県地域公共交通計画の＜施策・事業3-1-1＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（朝日町）

- 地域公共交通計画の＜施策・事業2-1-1＞によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（朝日町）
- 本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（朝日町）

その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- 直行バス並びにデマンドタクシーの利用促進のため、お知らせ板やホームページを利用した町民周知の徹底（朝日町）
- 学生やその保護者へ向けた、公共交通利用促進ダイレクトメッセージの送付（朝日町）
- 必要に応じて、交通に関する町民アンケートの実施（朝日町）

#### 2. 運行系統の概要及び運送予定者

### 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

#### 3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の朝日町相当分の達成

- 県全体目標値（目標年度：R7）
- 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人
- 朝日町の目標値（目標年度：R7）

## 3.7回／人(直近年度の実績22,596人)

山形県地域公共交通計画 中目標(3)数値目標4の朝日町相当分の達成

・県全体目標値(目標年度:R7)

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円(直近年度の実績7,203万6千円)

路線バス : 4億6,000万円(直近年度の実績3億8,371万5千円)

コミュニティバス : 4億4,000万円(直近年度の実績5億4,710万4千円)

デマンド交通 : 1億5,000万円(直近年度の実績2億8,954万2千円)

タクシー : 1億円(直近年度の実績490万2千円)

・朝日町目標値(目標年度:R7)

(当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載)

路線バス : 5,844千円(直近年度の実績6,494千円の90%)

デマンド交通 : 14,534千円(直近年度の実績16,149千円の90%)

上記目標を達成するための細目標の達成(年次目標)

朝日町・山形市間直行バス(朝便)の年間利用者数:8,580人以上

(直近年度の実績8,172人の105%)

朝日町・山形市間直行バス(朝便)の収支率:39%以上(直近年度の実績38%)

朝日町・山形市間直行バス(朝便)への朝日町負担額:1,462千円

(直近年度の実績1,624千円の90%)

朝日町・山形市間直行バス(夕便)の年間利用者数:5,720人以上

(直近年度の実績5,448人の105%)

朝日町・山形市間直行バス(夕便)の収支率:39%以上(直近年度の実績38%)

朝日町・山形市間直行バス(夕便)への朝日町負担額:4,383千円

(直近年度の実績4,870千円の90%)

デマンドタクシーの年間利用者数:9,424人(直近年度の実績8,976人の105%)

デマンドタクシーの収支率:8%以上(直近年度の実績7%)

デマンドタクシーへの朝日町負担額:14,534千円(直近年度の実績16,149千円の90%)

### 事業の効果

- 上記路線を維持することにより、学生や高齢者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

### 上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、朝日町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「朝日町・山形市間直行バス(朝便)」「朝日町・山形市間直行バス(夕便)」「デマンドタクシー」の3路線について、その運行に係る費用総額18,460千円のうち、朝日町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記3路線への上記朝日町の補助金額も含めた「別紙(山形県市町村総合交付金申

請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する朝日町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

### 車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

#### 5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

#### 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

##### (1) 事業の目標

##### (2) 事業の効果

#### 7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

#### 8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

### その他申請に関する事項

#### 9. 協議会の開催状況と主な議論

山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・令和6年6月26日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日(第2回): 地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の  
(日付は書面協議成立時) 变更等について
- ・令和7年1月30日(第3回): 地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日(第4回): 山形県地域公共交通計画の変更等について  
(日付は書面協議成立時)

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会(村山)

<令和6年度>

- ・令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」(案)について
- ・令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」(案)について  
(日付は書面協議成立時)
- ・令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止  
(日付は書面協議成立時) 及び新設並びに経路変更について

○朝日町地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・令和6年8月1日（第1回）：朝日町地域公共交通活性化協議会規約の改正について  
(日付は書面協議成立時)
- ・令和6年8月20日（第2回）：山交バス（宮宿-寒河江・谷地線）の経路変更について、  
(日付は書面協議成立時) 町営バス（寒河江-朝日直行バス）の運賃変更について
- ・令和7年2月6日（第3回）：令和7年度町営公共交通の運行計画について

○朝日町地域公共交通活性化協議会 運賃協議分科会

<令和6年度>

- ・令和6年8月20日：山交バス（宮宿-寒河江・谷地線）の一部料金変更について  
(日付は書面協議成立時)

○朝日町町民バス等運営委員会

<令和6年度>

- ・令和7年1月30日：令和7年度町営公共交通の運行計画について

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により朝日町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、朝日町地域公共交通活性化協議会及び運賃協議分科会の結果について、原則すべての資料及び議事を協議会事務局（朝日町）により公開し、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

## 11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

## 12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

### 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

(2) 交通手段の検討状況

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115

(所属) 政策推進課 総合政策情報係

(氏名) 白田 一暉

(電話) 0237-67-2112

(e-mail) seisaku@town.asahi.yamagata.jp

## 朝日町地域公共交通活性化協議会規約

### (設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、朝日町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、朝日町大字宮宿1115番地 朝日町役場内に置く。

### (目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

### (協議事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 連携計画の作成及び計画の変更に関する事項
- (2) 連携計画の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (4) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (5) 協議会の運営に関する事項
- (6) その他協議会が必要と認める事項

### (組織)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 朝日町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人山形県バス協会
- (5) 山形県ハイヤー協会
- (6) 住民又は利用者の代表

- ( 7 ) 山形運輸支局長又はその指名する者
- ( 8 ) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ( 9 ) 道路管理者、山形県警察、学識経験者、その他協議会が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- ( 1 ) 会長 1人
- ( 2 ) 副会長 1人
- ( 3 ) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(会長)

第6条 会長は、第5条第1項第1号の者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
  - 3 会長は、副会長及び監査員を委員の中から任命する。
- (副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議に置いて報告する。
- (協議会の会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、会長の決するところによるものとする。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。  
(運賃協議分科会)

第11条 協議会内に、旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議させるため、運賃協議分科会を置く。

2 運賃協議分科会は、次に掲げるものについて協議する。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2) 運賃協議分科会の運営方法その他運賃協議分科会が必要と認める事項

3 運賃協議分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 朝日町長又はその指名する者

(2) 一般旅客自動車運送事業者（前項第1号に規定する運賃等を定めようとする事業者に限る。）

(3) 山形運輸支局長又はその指名する者

(4) 住民または利用者の代表

4 運賃協議分科会に分科会長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

5 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

6 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する者がその職務を代理する。

7 分科会長は、運賃協議分科会において協議が調った事項について、速やかに会長に報告するものとする。

8 分科会の庶務は、政策推進課において処理する。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、朝日町政策推進課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、朝日町政策推進課長をもって充てる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事

項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、朝日町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和45年町条例第7号）の例による。

(協議会の解散等)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成21年2月26日から施行する。
- 2 朝日町地域公共交通会議設置要綱（平成19年11月制定）は、廃止する。
- 3 この規約は、令和6年8月9日から施行する。